

議案第6号 令和6年度大津市後期高齢者医療事業特別会計

予算について

それでは、議案第6号令和6年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の25ページをお願いします。

第1条に歳入歳出予算の総額を定めています。

歳入歳出それぞれ58億2千900万円です。

引き続き歳入歳出予算事項別明細書により歳入から説明いたしますので、342ページをお願いします。

款1保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合において賦課決定された保険料の収入です。

款2使用料及び手数料は、保険料の督促手数料及び文書交付手数料です。

款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金、節1一般会計繰入金は、事務経費に係る繰入です。節2保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減相当額を公費で補填する法定繰入の制度で、県負担分の4分の3を一般会計で受け入れて、これに市負担分の4分の1を合わせて

繰り入れるものです。

款4繰越金は、令和5年度の出納整理期間中に徴収する保険料を翌年度に繰り越すものです。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、期限までに保険料の納付がなかった被保険者にかかる延滞金等です。項2償還金及び還付加算金は、被保険者に支払った過年度分の保険料の還付金や還付加算金相当額について、滋賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものです。項3雑入を含めて、歳入合計は58億2千900万円です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

344ページをお願いします。

款1総務費は、会計年度任用職員の人件費のほか、被保険者証等の郵送経費、電算システムの委託経費、機器の賃借料等です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料に、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金の市及び県の負担分について一般会計から繰入れた額と合わせて、滋賀県後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金を計上するものです。

款3諸支出金は、過年度分の過誤納付による、保険料の還付金および還付金に伴う加算金です。

款4は、予備費を計上するものです。

歳出合計は、58億2千900万円です。

以上、令和6年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算の説明と  
いたします。

御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。